

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		産業文化センター利用許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市産業文化センター条例
条 項		第 1 0 条
所 管 部 課		経済局 商工観光部 経済政策課 (電話：048-829-1363)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>利用者が以下の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき</p> <p>(2)偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき</p> <p>(3)施設等の利用に係る料金を納期限までに納付しないとき</p> <p>(4)利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		